

問題 1

【出題意図】

民法総則における意思表示の規律に関する問題である。民法 95 条本文における錯誤の解釈について、判例・学説の知識を問うものである。

【採点講評】

民法 95 条本文にある「要素の錯誤」の解釈においては、判例の立場に立てば、表示錯誤と動機錯誤の区別ができているかがまず問題となるが、判例の立場に立つとしながらもこの区別を明示できていない解答が見られた。また、判例の立場にたった場合には動機錯誤が相手方に表示されて意思表示の内容となっていることが求められるが、この規範を定立せずに結論を導く解答も見られた。判例の対場に立つにせよ、それに反対する学説の立場に立つにせよ、正確な理解のもとに規範を定立し、結論を導けるように学習することが求められる。

問題 2

【出題意図】

債務不履行責任と瑕疵担保責任の基本的理解を問うものである。

【採点講評】

415 条と 570 条の要件効果の比較については比較的良く書けていた。しかし、単に条文上の要件効果を比較しているだけで、種類物売買の場合にはどうなるのかについて十分考察していない答案が多く見受けられた。特に、種類物に瑕疵がある場合の 570 条の適用については重要な判例が存在するにもかかわらず、その点に言及している答案はなかった。また、問題文には「具体例を挙げて」とあるにもかかわらず、全く具体例について言及していない答案も多く見受けられた。

問題 3

【出題意図】

共同相続の場合における共同相続人による遺産の共有について、判例・通説が拠って立つ共有説の意味とその具体的な内容を理解しているか、遺産共有の法的性質に関する基本的な知見を問うことをねらいとする。

【採点講評】

民法 898 条、899 条のもとでの遺産の共有関係については、共有説と合有説があるが、判例・通説は共有説に与すると解されている。半数以上の答案は概ね両説の相違を理解し、的確に記述することができていたが、なかには遺産共有の意味そのものに関する知識が不足

しているものも見られた。共同相続間の法律関係は財産法とも関連する重要な問題であり、正確な知識の修得が望まれる。

問題 4

【出題意図】

偽造手形を振り出した者の手形法上の責任に対する理解を問うものである。

【採点講評】

手形法の基本的理解はなされているものと思われるが、無権代理人の手形法上の責任に関する規定である手形法 8 条が、偽造手形を振り出した者の責任に、なぜ類推適用されるのかという点について、より直裁に論じてほしかった。

問題 5

【出題意図】

本問は、民事訴訟における基本概念である証明責任の意義および機能について十分に理解しているかどうかを問うものである。証明責任という概念の定義を正確に述べた上で、真偽不明の場合に裁判を可能にするという本来的な機能を具体例に即して説明するとともに、当事者の主張・立証、裁判所の訴訟指揮の指標として機能することについても言及することが望まれる。

【採点講評】

非常に良く出来た解答があった一方で、証明責任の定義が不正確な解答も相当数みられた。必ずしも教科書的な定義を丸暗記する必要はないが、理論上も実務上も重要な概念であるので、ポイントをおさえて正確に理解しておいてほしい。